

営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

(7/12~8/22 実施分) 早期支給についてのご案内

令和3年7月12日から8月22日までの間、営業時間短縮等の要請に全面的にご協力いただける都内の飲食店等を運営する中小事業者に対して、要請期間後に受け付ける申請（以下「本申請」といいます。）に先立ち、協力金の一部を早期支給します。

○早期支給を申請できる方（以下の全てに当てはまる方）

- ・ 中小企業及び個人事業主等
- ・ 過去実施分の協力金について受給実績がある方
- ・ 本申請を売上高方式で申請される方

※要件の詳細は申請受付要項をご確認ください

○支給額

1 店舗当たり 112 万円 ※下限額（4 万円）×日数（28 日分）

○早期支給の申請受付期間

令和3年7月19日（月）14時 ～ 8月6日（金）

○必要提出書類

- （1）協力金申請書【早期支給分】
- （2）遵守事項に関する確認書（自署での記入が必要となります。）
- （3）振込先口座・名義人が確認できる書類（通帳コピーなど）

○申請方法

- ・ 必要な様式をダウンロードの上、申請フォームから送信してください。

<https://jitan-souki.jp>

- ・ 郵送での提出も可能です。 ※都税事務所での受付は行っておりません。

〒107-0052 東京都港区赤坂 5-5-6 赤坂スバルビル 1F MBE141

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金 （7/12~8/22 実施分）」

早期支給分 申請受付 行

○本申請について

後日、本申請において、必要な書類を提出していただきます。また、売上高に応じた算出した総支給額と早期支給分との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。

本申請の受付期間等については、別途お知らせいたします。

<支給事例：前年または前々年の一日あたりの売上高が 15 万円の店舗の場合>

①1 日当たりの協力金額

$$15 \text{ 万円} \times 0.4 = 6 \text{ 万円}$$

②42 日間の要請期間での協力金総支給額

$$6 \text{ 万円} \times 42 \text{ 日間} = 252 \text{ 万円}$$

③早期支給分を申請する場合（一律）

$$4 \text{ 万円} \times 28 \text{ 日間} = 112 \text{ 万円}$$

④上記早期支給分を受給した場合、本申請で残りの 140 万円を申請

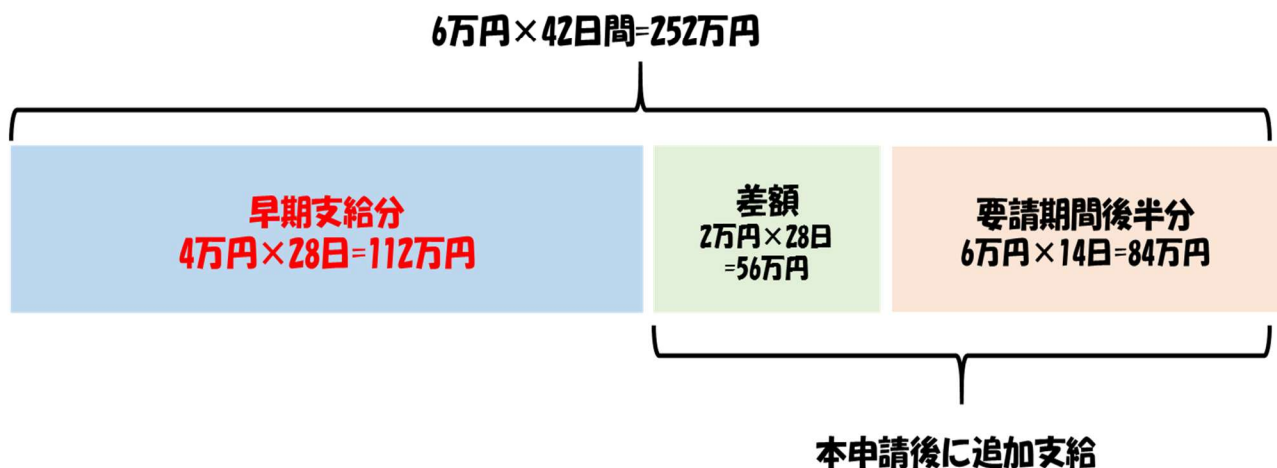
内訳：

$$2 \text{ 万円} \times 28 \text{ 日間（早期支給分との差額分）} = 56 \text{ 万円}$$

$$6 \text{ 万円} \times 14 \text{ 日間（要請期間後半の協力金）} = 84 \text{ 万円}$$

<イメージ>

$$1 \text{ 日当たりの協力金額：} 15 \text{ 万円} \times 0.4 = 6 \text{ 万円}$$



※早期支給を申請せず、本申請で 252 万円を申請することも可能です。

☆その他詳細は、申請受付要項をご確認ください。

問合せ先：感染拡大防止協力金等コールセンター 0570-0567-92
(受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設)